

## ソフトウェア取引の対価は「著作権の使用料」か？

ソフトウェアなどプログラムを含む著作物が国際的に取引されるようになると、その取引をめぐる課税関係も重要になってきます。

所得税法・法人税法は、「著作権の使用料」を国内源泉所得の一つと定めています（所得税法 161 条 7 号ロ，法人税法 138 条 7 号ロ），国内源泉所得は，非永住者・非居住者・外国法人の所得税又は法人税の課税所得になるほか（所得税法 7 条 1 項 2 号・3 号・5 号，法人税法 9 条 1 項），国内においてその支払をする者に源泉徴収義務が定められています（所得税法 212 条）。

昨今，ソフトウェアの国際取引は複雑化しており，取引にあたって支払われる報酬がこの「著作権の使用料」に該当するかどうかの判定は容易ではありません。外国法人（非居住者）が開発したコンピュータ・プログラムを内国法人が代理店となって日本国内のユーザーに供給・提供する取引形態を一例にとってみても，複製物（ソフトウェア製品）供給型・インストール（複製）型・サーバーアクセス型，売買契約・賃貸借契約などがあって，ソフトウェアの国際取引に関連する契約は一つとは限りませんし，契約形態も様々なものが考えられます。

例えば，ソフトウェアの取引実務では，ユーザーがソフトウェアを譲り受けるにあたって，著作権者との間で使用許諾契約を締結するのが一般的ですが，使用許諾を受けたユーザーが外国法人（非居住者）である著作権者に支払う対価は「著作権の使用料」に該当するのでしょうか？（該当する場合，ユーザーはその支払に際して所得税の源泉徴収をしなければなりません。）

「著作権の使用料」とは，「著作権」の使用（許諾）の対価という意味合いですが，使用（許諾）の対象は，著作物であるソフトウェア自体ではなく，あくまで「著作権」（権利）ですので，法律の視点から「著作権」の意味内容を明らかにする必要があります。

法律の視点から考察するとき，知的財産権は，権利者が誰に対しても主張できる法定行為の差止めを求める権利（物権的な禁止権）を本質とします。「ライセンス契約」は，権利者（ライセンサー）が相手方（ライセンシー）に対してその差止請求権を行使しないという不作為義務（債務）を負うものですから，ライセンス料は，権利者が負う不作為義務の負担に対する経済的な補償（対価）にほかなりません。

著作権についてみると，著作権は，著作権法 21 条から 27 条までに規定されている複製権を中心とする支分権の束です。第三者（一般人）がその著作物につき禁止される行為（法定利用行為）は，複製（21 条），上演・演奏（22 条），上映（22 条の 2），公衆送信（23 条），口述（24 条），展示（25 条），頒布（26 条），譲渡（26 条の 2），貸与（26 条の 3），翻訳・

翻案（27 条）に限定されており、それ以外は誰でも自由にその著作物を利用することができます。ソフトウェアに含まれるプログラムは著作物ですが（著作権法 10 条 1 項 9 号）、それをコンピュータにより正常に作動させて「使用」すること自体は、禁止の対象となる法定利用行為ではなく、何ら著作権を侵害するものではありません。これは、著作物である本を購入した人がその本を「読む」行為が禁止されていないのと同様です。

こうしてみると、一般的なソフトウェアの使用許諾契約は、著作権の「ライセンス契約」ではないといえます。ユーザーは、本来、ソフトウェアの「使用」の方法・態様については、著作権に基づく物権的な効力によっては何ら制限されていないにもかかわらず、著作権者との契約に基づく債権的な効力として一定の制限に服することを約束していることとなります。そのため、ユーザーが使用許諾契約に違反しても、債務不履行（契約違反）になるだけで、著作権の侵害にはなりません。

したがって、使用許諾契約を伴うソフトウェアを譲り受けるにあたって、ユーザーが著作権者に支払う対価には、著作権を行使しないことに対する経済的な補償（対価）である「著作権の使用料」は含まれません。

以上のように使用許諾契約を例にとって検討してみましたが、実際に行われるソフトウェアの国際取引はもっと複雑ですから、契約の締結にあたっては、取引の具体的な内容（法定利用行為）から、支払われる報酬が何の対価であるかを検討し、課税関係に十分に留意する必要があります。